

平成 19 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル バ ッ ク
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 諏 訪 秀 則
 (コード番号:6728 東証一部)
 問 合 せ 先 専 務 取 締 役 経 営 企 画 室 長 常 見 佳 弘
 (TEL. 0467-89-2033 大代表)

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 29 日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行の背景および目的

当社グループの主要なお客様であるフラットパネルディスプレイ(FPD)、電子部品および半導体業界では、携帯電話、携帯音楽プレイヤーなどのデジタル家電関連の設備投資が高水準で実施されています。しかし、当社グループは、FPD を中心とした設備投資の成長は、いずれ鈍化すると予想しています。

このため、当社グループは、FPD の次に成長する 4 つの柱(「ポスト FPD」)を推進するとともに、独創的な新製品を開発して競合他社に先駆けて市場に投入してまいります。また、成長する地域であるアジアへの積極的な投資を実施するだけでなく、「ポスト FPD」を見据えた日本国内での工場新設の実施など事業の拡大を図ってまいります。

具体的には、FPD 製造装置や半導体製造装置などの既存製品のラインナップを増やすことや、「ポスト FPD」分野である太陽電池製造装置や化合物半導体、MEMS、パワーIC などのデジタル家電用電子部品製造装置の開発を行っていくことで更なる成長を目指します。

当社は、これらの実現に向け、継続した設備投資及び研究開発を計画しており、今般、本転換社債型新株予約権付社債(本 CB)の発行を決定致しました。本 CB の発行により調達した資金は、主として「ポスト FPD」関連の試作開発に対応した工場のリニューアルおよび研究開発環境の整備を目的とした研究所拡充等の設備投資に充当する予定です。

2. 本 CB を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して低利の資金調達、財務基盤のより一層の強化、一株当たり利益の希薄化の抑制を実現するべく、様々な調達手段を検討してまいりました。その結果、上記の 3 点をすべて実現するため、当社独自の発行条件を盛り込んだ本 CB を発行することに致しました。当社は、以下の点で本 CB の発行が、現時点における最良の選択であると判断しております。

① ゼロクーポン(利率 0%)での資金調達

本 CB は 5 年満期であります。クーポンは付されておりません。今後は中長期的に金利上昇が予想される中、ゼロクーポンで発行することにより、金利コストを軽減しております。株式への転換が行わ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
 また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

れなかった場合においては、資金調達コストの最小化のメリットを享受することができます。なお、平成 22 年 4 月 13 日(割当日より 3 年後)以降、東証終値が 10 取引日連続で当該各取引日において有効な下限転換価額の 50%に相当する金額(※)を下回った場合、社債権者から早期償還を請求される可能性があります。仮に早期償還されたとしても償還価額は額面であり、当社にペナルティーは発生いたしません。

※下限転換価額は、本日終値の 100%で設定しております。なお、以下の記述及び添付資料 1 に含まれる記述は、いずれも、本お知らせの添付資料 2「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の概要」の第 16 条第(8)号に掲げる各事由による下限転換価額の調整がなされないことを前提としております。

② 発行当初の急激な希薄化を回避することが可能であること

当初転換価額を本日終値の 30%上の 4,745 円に設定することで、転換価額の初回の修正までの間の急激な希薄化の発生を回避しております。

③ CB 転換による発行株数が限定されていること

本 CB の転換価額は発行から一定期間経過した後、定期的に修正が行われますが、その下限価額を本日終値の 3,650 円に設定しております。これにより、償還日までの全期間を通じて転換価額が 3,650 円を下回ること、すなわち、3,650 円を下回る価額で株式が発行されることを回避しております。従って、当社が新たに発行する普通株式数は現在の株価で算出すると最大で約 425 万株に限定されることとなります。

④ CB 転換による資本増強に配慮した設計となっていること

本 CB は、発行から約 4 ヶ月後以降、半年に 1 回、転換価額の修正が行われます。具体的には、平成 19 年 8 月以降、毎年 2 月および 8 月の第 3 金曜日において、転換価額が当日までの 5 連続取引日の終値の平均値の 94%に修正されます。また、平成 24 年 2 月 29 日までの間に、株価がその時に有効な転換価額の 130%に相当する金額を 5 取引日以上連続で上回った場合には、当社は本 CB を取得し、その引換えとして当社株式を交付することを通知することができます。これらの条項により、株価上昇局面においては、転換が促進されやすい設計になっております。一方、株価が本日の終値を下回る水準に下落した場合には、株式への転換が行われない設計になっております。

⑤ 資本増強のタイミングを当社がある程度コントロールすることが可能であること

株価が本日終値 3,650 円を上回る水準で推移していても、その時に有効な転換価額を下回っている状況においては株式への転換が進みにくいと考えられます。このような状況においても、当社が、資本政策上、株式への転換を目指すことが必要であると判断した場合に対応できるように、本 CB には、発行会社任意転換価額修正条項が付いております。本修正条項により、当社は償還日までの 5 年間において、2 回に限り、転換価額の修正時期を当初予定日から繰り上げ、その時点の時価を基準とした転換価額の修正を選択することが可能です。ただし、本修正条項を発動する場合においても、転換価額の下限は本日終値の 3,650 円であり、転換によって発行する普通株式数は最大で約 425 万株でありますので、一株当たり利益の希薄化が限定されております。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

今回の資金調達のポイント

目 的

- 1 今後の更なる成長のために、金利コストの低い長期性の資金を調達すること。
- 2 資本を増強し、当社の財務基盤をより一層強化すること。

調達手段の選択

上記目的を達成でき、かつ、株主価値が損なわれないという観点で調達手段を選択しました。

- 1 金利コストを抑えつつ、株主資本の増強を図るために、転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」という。)を選択しました。
- 2 株式への円滑な転換を目指す一方、1株あたり利益の希薄化を抑制するために、本CB独自の条件を設定しました。

⇒ 発行条件に独自性が強いいため、今回は野村証券株式会社への割当による発行を選択しました。

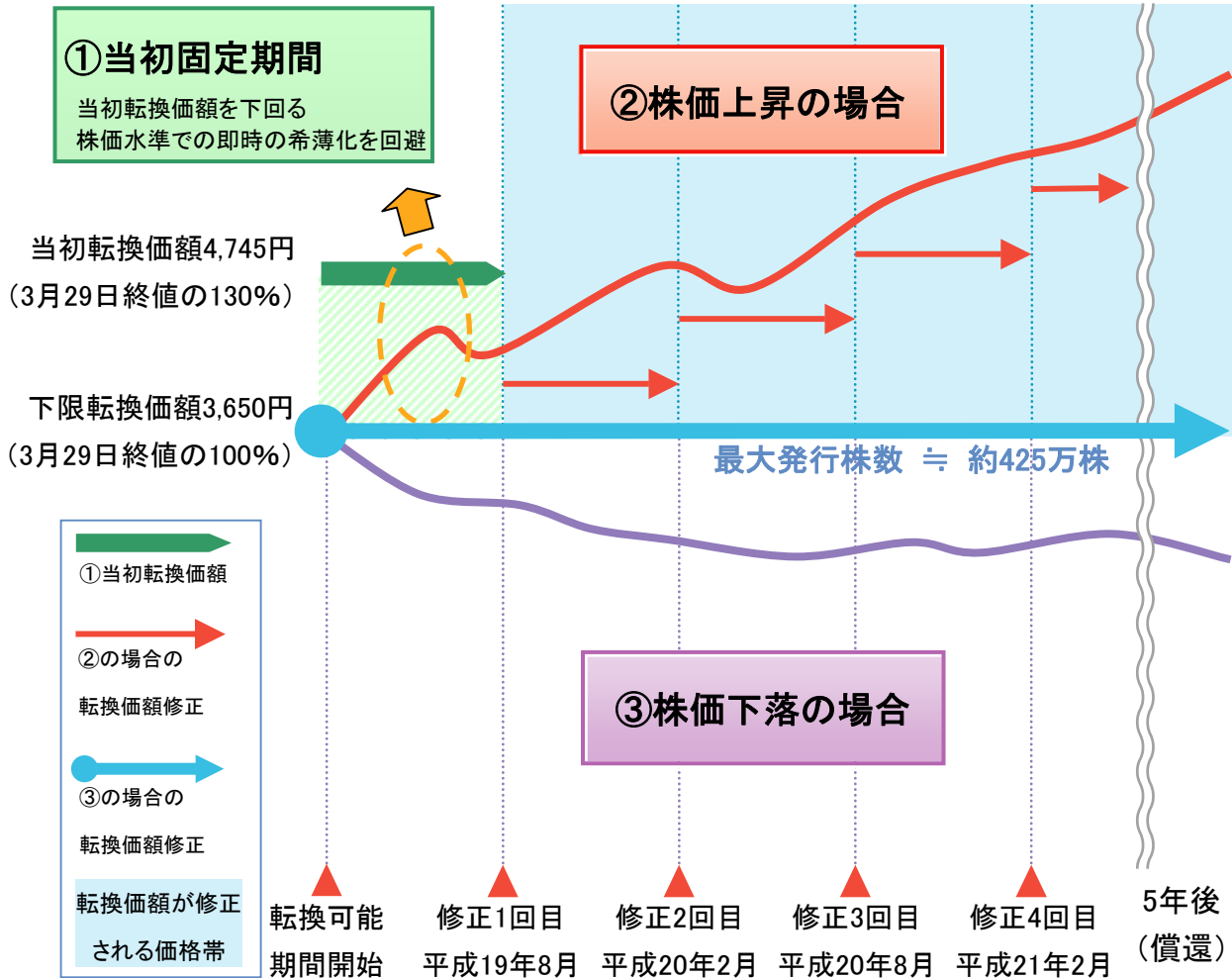
本CBの特徴

- 1 ゼロクーポン(利率0%)の資金調達を実現しています。
- 2 CB転換による発行株数が限定されています。
 - 下限転換価額が本日終値3,650円に設定され、この水準未満での株式発行は行われません(次ページ参照)。
 - そのため、最大発行株数は155億円÷3,650円≒約425万株となります(当該最大発行株数は、発行済株式数の10%程度に相当します(平成19年3月29日現在))。
- 3 転換価額固定期間を置くことで、即時の希薄化を回避しています。
 - 当初転換価額が本日終値3,650円の30%上に設定され、平成19年8月17日まで固定されます。この間、株価が当初転換価額を上回って推移していなければ、転換が発生しないものと想定しております。(次ページ参照)。
 - 固定期間に株価が急騰し転換が進んだ場合でも、本日終値3,650円に対し、転換される1株あたりの価額が上であるため、その分希薄化が抑制されます。
- 4 CB転換の確度を高めることで、財務基盤の一層の強化を目指します。
 - 半年に1度、時価を基準とした転換価額修正が行われることにより、株式への転換可能性を高めた設計となっています(次ページ参照)。
 - 当社は、2回に限り、任意の時期に転換価額を修正可能です。
 - ⇒ ただし、本修正においても、修正後転換価額は下限転換価額の3,650円を下回ることではなく、発行株数が約425万株を上回ることはありません。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

本CB 転換価額修正のイメージ図

* 2年目以降イメージ図を省略しています



● 本CBの転換価額の特徴

- ① 当初転換価額を本日終値(平成19年3月29日:3,650円)から30%上に設定し、約4ヶ月間固定することで、即時の希薄化を回避しています。
当期間では、株価が4,745円を下回る株価水準での転換は想定しておりません。
- ② ①の固定期間終了後、転換価額の修正は半年に1回(年2回)実施されます。
- ③ 修正転換価額は本日終値(平成19年3月29日:3,650円)を下回らないので、3,650円未滿で株式発行は行われません。
⇒そのため、本CB転換による最大発行株数は約425万株(発行済株式数の約10%)です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の概要

1. 募集社債の名称 株式会社アルバック第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額 金155億円
3. 各募集社債の金額 金1億円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金1億円(額面100円につき金100円)
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部または一部につき、記名式とすることを請求することはできない。
 なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書きの要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
10. 申込期日 平成19年4月13日
11. 社債の払込期日 平成19年4月13日
12. 新株予約権の割当日 平成19年4月13日
13. 募集の方法 第三者割当の方法により、全額を野村證券株式会社に割り当てる。
14. 償還の方法および期限
 - (1) 本社債は、平成24年4月13日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
 - (2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
 また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

者に対して、償還日に先立つ1か月以上前に事前通知するものとする。

- (3) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が吸収分割または新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、その選択により、当社に対して、当該吸収分割または新設分割の効力発生日の2週間前まで(当日を含む。)に事前通知を行い、かつ、本新株予約権付社債券を第20項記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出することにより、当該吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
 - (4) 平成22年4月13日以後、平成24年2月15日まで(当日を含む。)の間の、ある10連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、いずれも当該各取引日において有効な下限転換価額(第16項第(6)号①に定義する。)の50%に相当する金額を下回る場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して、当該10連続取引日の最終日の翌取引日から起算して10取引日後の日まで(当日を含む。)に事前通知を行い、かつ、本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、当該通知を行った日の30取引日後の日に、その保有する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
 - (5) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (6) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債または本新株予約権のみを取得することはできない。
15. 本社債に付する本新株予約権の数
各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計155個の本新株予約権を発行する。
16. 本新株予約権の内容
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求(本項第(2)号に定義する。)により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(5)号記載の転換価額(ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。
 - (2) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権付社債の社債権者は、平成19年4月16日から平成24年4月12日までの間(以下「行使可能期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使請求」という。)ができる。ただし、行使可能期間は、①当社が、第14項第(2)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、第14項第(3)号または第(4)号に定める本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合は、当該本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時まで、③当社が、第14項第(6)号に基づき取得した本社債を消却する場合は、当社が本社債を消却した時まで、④当社が、本項第(12)号に定める本新株

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

予約権の取得を行う場合には、当該取得日の前銀行営業日まで、⑤当社が、第19項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。上記いずれの場合も、平成24年4月12日より後に本新株予約権を行使することはできない。

(3) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、交付株式数に本項第(5)号記載の転換価額(ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)を乗じた額が行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額(1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。)部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書きの場合には、本社債の償還金として上記差額を償還する。

(5) 転換価額

転換価額は、当初4,745円とする。

(6) 転換価額の修正

- ① 本新株予約権付社債の発行後、毎年2月および8月の各第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の94%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(8)号または第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が3,650円(ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。
- ② 本号①にかかわらず、本新株予約権付社債の発行後、平成24年3月30日まで(当日を含む。)(以下「修正繰上行使期間」という。)の間に、当社がその選択により本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行い(かかる事前通知を以下「修正繰上通知」といい、修正繰上通知を行った日を以下「修正決定日」という。)、修正決定日の直前の取引日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。以下「修正決定日時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の94%に相当する金額が、いずれも(i)当該各取引日において有効な下限転換価額を上回っており、かつ、(ii)当該各取引日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は、修正決定日の翌取引日から起算して5取引日後の日以降、修正決定日時価算定期間の株式会社東京証券取引

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の94%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、修正決定日以降、本号に従って転換価額が修正されるまでの間に、本項第(8)号または第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「修正決定日価額」という。)に修正される。かかる修正がなされる場合には、当該修正に係る修正決定日と同日またはその直後に到来する決定日に関して本号①による転換価額の修正は行われぬものとする。なお、当社は、本号②に基づく修正繰上通知を、修正繰上行使期間中に2回を限度として行うことができる。修正決定日時価算定期間内に、本項第(8)号または第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正決定日価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正決定日価額が下限転換価額を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。

(7) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(8) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(9)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(9)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(9)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

ただし、取得請求権付株式等でその証券または権利の転換、交換または行使の開始に条件の付されたものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）で、かつ、当該取得請求権付株式等の発行時における全ての本新株予約権付社債の社債権者が同意した場合には、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等が転換、交換または行使することができることとなった日の条件でその全てが転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等が転換、交換または行使することができることとなった日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(9)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(8)号③または⑤による転換

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の本項第(9)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株あたりの対価(本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(8)号乃至第(10)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(9)号②に定める時価を下回る価額になる場合
- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本項第(8)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号③または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(9)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。
- ⑥ 本項第(8)号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(8)号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- ⑦ 本項第(8)号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(8)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するもの

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

とする。ただし、株券の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

株式数 = $\frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$ により当該期間内に交付された株式数

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

- (9) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(8)号⑦の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)
- ④ 本項第(8)号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(8)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (10) 本項第(8)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (11) 本項第(6)号乃至第(10)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(8)号⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

の日以降すみやかにこれを行う。

(12) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権付社債の発行後、平成24年2月29日まで(当日を含む。)の間の、ある5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が、いずれも当該各取引日において有効な転換価額の130%に相当する金額を上回る場合には、当社は、その選択により、当社取締役会で定める取得日(当該取得日は上記5連続取引日の最終日から起算して40日以内の日とする。)の1か月以上前に公告し、かつ、本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行った上で(当該通知を行う日を以下「通知日」という。)、取得日に残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得することができる。この場合、当社は、取得する本新株予約権付社債と引換えに、本新株予約権付社債の各社債権者に対して、交付財産(以下に定義する。)を交付し、取得した本新株予約権付社債を同時に消却する。

「交付財産」とは、本新株予約権付社債の各社債権者が保有する本社債の払込金額の総額を、通知日において有効な転換価額の130%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる最大整数の当社普通株式をいう。

なお、上記取得により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第41条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(14) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第21項記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。

- (15) ① 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書(以下「行使請求書」という。)に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、当該新株予約権付社債券を添えて行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 本新株予約権付社債券が株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)に預託されている場合は、行使請求書に行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、機構を経由して、行使可能期間中にこれを行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ③ 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (16) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権を行使した日（以下に定義する。）に生じるものとする。なお、「新株予約権を行使した日」とは、①本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日以前に、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着し、本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた場合においては、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日、②上記①以外の場合においては、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着した日もしくは本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた日のいずれか遅い方の日、を意味するものとする。
- (17) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
- (18) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
17. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
- 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還および払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。
18. 担保提供制限
- 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。
19. 期限の利益喪失に関する特約
- 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。
- (1) 当社が第 14 項の規定に違背したとき。
 - (2) 当社が、第 16 項第(6)号乃至第(12)号または第 18 項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行または補正をしないとき。
 - (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (5) 当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
野村信託銀行株式会社 本店
21. 行使請求受付場所
株主名簿管理人 中央三井信託銀行株式会社 本店
22. 財務代理人
野村信託銀行株式会社
23. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項の決定は、当社の代表取締役社長に一任する。
24. 上場申請の有無 なし
25. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額 15,488 百万円については、今後成長が期待される事業に対応した工場のリニューアルおよび研究開発環境の整備を目的とした研究所拡充等の設備投資に充当する予定であります。なお、具体的な資金使途・金額は未定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の資金調達による、今期業績予想の変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針並びに配当決定に当たっての考え方

当社は、株主の皆様への利益配分を最も重要な政策の一つと認識し、連結配当性向を主要な指標と位置付けております。連結業績や財務体質の強化などを総合的に勘案のうえ、業績に連動する配当の考え方を取り入れ、連結当期純利益の約 20%の配当を維持するよう努力する方針です。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、次世代技術の開発や今後の事業拡大のための投資などに充当し、企業価値向上に努めてまいります。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 16 年 6 月期	平成 17 年 6 月期	平成 18 年 6 月期
1 株当たり当期純利益	78.78 円	116.96 円	115.54 円
1 株当たり年間配当金	20 円	30 円	37 円
実績配当性向	25.4%	25.6%	32.0%
自己資本当期純利益率	8.0%	10.1%	8.7%
純資産配当率	1.8%	2.3%	2.7%

(注) 1. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

2. 純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり純資産で除した数値であります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成16年4月20日	10,351百万円	8,100百万円	8,961百万円
平成16年5月19日	2,070百万円	8,950百万円	10,181百万円
平成16年12月7日	8,069百万円	12,986百万円	14,214百万円
平成16年12月28日	963百万円	13,468百万円	14,695百万円

(2) 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成16年6月期	平成17年6月期	平成18年6月期	平成19年6月期
始 値	4,100円	3,700円	2,715円	3,920円
高 値	4,900円	3,740円	5,340円	4,280円
安 値	3,310円	2,015円	2,455円	2,975円
終 値	3,690円	2,710円	3,910円	3,650円
株 価 収 益 率	46.84倍	23.17倍	33.84倍	—倍

- (注) 1. 当社株式は平成16年4月20日付をもって株式会社東京証券取引所市場第一部に上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
2. 平成19年6月期の株価については、平成19年3月29日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の普通株式1株当たり当期純利益で除した数値であります。

4. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、平成19年3月29日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は7.6%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の全てが当初転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を平成19年3月29日現在の発行済株式総数で除した数値であります。なお、今回発行の新株予約権付社債が全て下限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は9.9%であります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(2) 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社
割当新株予約権付社債（額面）		金 155 億円
払込金額		金 155 億円
割当予定 先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
	代表者の役職氏名	執行役社長 古賀 信行
	資本金	100 億円
	事業の内容	証券業
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との 関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数： — 割当予定先が保有している当社の株式の数： 82,900 株
	取引関係等	主幹事証券会社
	人的関係等	—

(注)「出資関係」は、平成 18 年 12 月 31 日現在のものです。

(3) その他

割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権付社債に譲渡制限を付すことを合意する予定であります。また、野村證券株式会社は、本新株予約権の権利行使の結果取得することとなる当社株式の数量の範囲内で行う当社株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、当社株式の借株を行わないことになっております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。